

旭市病児保育事業実施事業者選定プロポーザル審査実施要領

(目的)

- 1 この要領は、公募型プロポーザル方式により旭市病児保育事業の履行に最も適した事業者を厳正かつ公平に決定するための選定方法等について必要な事項を定める。

(定義)

- 1 公募型プロポーザルとは、事業の提案者を特定する場合において、提案者の参加意欲を反映し、技術的適性を的確に把握するため、あらかじめ事業の概要及び参加資格等を公告し、企画提案書の提出を希望する者から参加申込書及び企画提案書の提出を求め、参加条件等の審査の後、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提案内容の審査及び評価を行うことにより、当該事業の内容に最も適した者を特定する手続きをいう。

(事業の概要)

- 1 事業名:旭市病児保育事業
- 2 事業内容:旭市病児保育事業実施事業者募集に係る公募型プロポーザル実施要領による

(企画提案書の評価・特定)

- 1 旭市病児保育事業実施事業者選定プロポーザル審査委員会(以下「審査会」という。)において企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーション内容の評価を行う。
- 2 審査会の構成は、別紙「旭市病児保育事業実施事業者選定プロポーザル審査委員会名簿」のとおりとする。
- 3 プレゼンテーション及びヒアリングの日程等
日時:令和6年8月27日(火) 午前9時00分
場所:旭市役所政策決定室
- 4 評価の過程において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとし、1者あたりの制限時間は次のとおりとする。
 - (1)プレゼンテーション 30分以内
 - (2)ヒアリング 15分以内
- 5 プレゼンテーションについて
 - (1)説明は、提出した企画提案書に沿って行うものとし、提案書のアピールポイントや提案書で表現しきれないイメージ等について説明すること。企画提案書以外の資料は使用しないこと。
 - (2)説明の際には、特に、以下の項目について必ず説明すること。
 - 会社及び担当者の概要、類似の事業実績について
 - 配置予定の責任者・担当者等本事業への取り組みにあたっての事業実施体制について
 - 事業の実施計画及び実施手法(効果およびコスト削減案を含む。)について

(プレゼンテーション及びヒアリングによる審査)

1 企画提案評価点(配点:150点)

基礎点 100 点 + 加算点50点

事業のプレゼンテーションが旭市の目的、方針、希望に沿い、説明が明確かつ実現可能なものか。

「審査基準表」

評価項目			評価の視点	配点	評価				
					特に優れている	優れている	普通	劣っている	かなり劣っている
基礎点	1	全体計画	応募動機について(事業に対する意欲や熱意があるか)	10	10	8	6	4	2
	2		事業を継続的に運営できる資金計画となっているか また、事業を安定的に運営できる経営基盤・経営能力があるか	10	10	8	6	4	2
	3	業務全般	実施予定地は事業を実施する上で適格(利便性など)であるか	10	10	8	6	4	2
	4		保育及び看護方針について	10	10	8	6	4	2
	5		感染症対策に関する取り組みについて	10	10	8	6	4	2
	6		医療機関等との連携体制の構築に関する取り組みについて また、医療機関以外の法人等の場合は、協力医の確保に向けての取り組みについて	10	10	8	6	4	2
	7		衛生管理に関する取り組みについて	10	10	8	6	4	2
	8	実施体制について	事業を確実に運営できる人員配置計画となっているか (職員の急な体調不良等、緊急時にも対応可能な体制作り)	10	10	8	6	4	2
	9		職員の育成(研修等)に関する取り組みについて	10	10	8	6	4	2
	10		事故防止や不審者対策、災害に備えての体制作り (避難訓練、防災マニュアルの作成、職員研修等)	10	10	8	6	4	2
	評価委員採点(基礎点)合計(A)				100	100	80	60	40

評価項目			評価の視点	又は配加 点	評価
加算点	1	実施施設について	病院併設型である	10	
	2		駐車場が確保されている	10	
	3		児童の静養又は隔離の機能を有する観察室又は安静室が 3 室以上ある	10	
	4	事務所所在地について	旭市内に主たる事務所を有する	10	
	5	運営実績について	病児又は病後児保育事業の運営実績がある	10	
	加算点合計 (B)			50	
	評価点合計 ((A) + (B))			150	

※算出方法

(ア) 各審査員は、企画提案等に対して、上記「審査基準表」の配点に基づき各項目の点数を算出する。

(イ) 前記(ア)で算出した合計点数を審査員の人数「7」で割り、取得点数を算出する。

(小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までを算出。)

（企画提案者の特定方法）

- 1 プレゼンテーション及びヒアリングによる評価点数の合計点により評価順位を確定し、当該事業の内容に最も適すると認められる企画提案者を1者特定する。
- 2 複数の事業者が同得点の場合は、基礎点の高い方を上位とする。それでもなお最上位の者が2者以上ある場合は、審査会の総合的な審査により候補として特定する。

（施行期日）

- 1 この要領は、令和6年7月26日から施行する。

（失効）

- 2 この要領は、旭市病児保育事業実施事業者の決定をもってその効力を失う。